

事務連絡
平成 29 年 2 月 1 日

東海農政局農村振興部防災課長 殿

農村振興局整備部防災課長

農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領の運用についての別に定める取扱いについて

農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領（昭和 49 年 7 月 26 日付け 49 構改 D 第 625 号構造改善局長通知。以下「要領」という。）については、平成 29 年 2 月 1 日付けの改正により、総合単価を使用して計画概要書を作成する場合において、申請額が 500 万円に満たない箇所に適用する定めを廃止したところである。

このことについて、要領第 2 第 3 項及び農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領の運用について（昭和 49 年 7 月 26 日構造改善局防災課長通知）第 3（4）によるほか、下記により取り扱うこととするので、御了知の上、事業の適切な実施に御配慮をお願いする。

なお、貴局管内各県主管課長に対しては、貴職からこの旨を通知されたい。

記

- 1 総合単価は、従来どおり、申請額が 500 万円に満たない箇所の条件で作成するものとし、農林水産大臣と協議し、同意を得るものとする。
- 2 総合単価を使用して申請額が 500 万円以上となる場合は、総合単価に含まれる農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領（平成 5 年 6 月 16 日付け 5 構改 D 第 421 号農村振興局長通知）に定める共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等の諸経費相当額を補正するため、本工事費に、別表 1 に定める本工事費区分に応じた補正率を乗じるものとする。
- 3 総合単価を使用して申請額が 500 万円以上の計画概要書を作成する場合は、別表 2（記載例）のとおり、事業費総括表において補正計算を行うものとする。



別表 1

本 工 事 費 補 正 率

本工事費区分	補正率
～500 万円未満	1.00
500 万円以上～1,000 万円未満	1.00
1,000 万円以上～2,000 万円未満	0.95
2,000 万円以上～3,000 万円未満	0.95
3,000 万円以上～4,000 万円未満	0.92
4,000 万円以上～5,000 万円未満	0.92
5,000 万円以上	0.90

別表 2 (記載例)

事業費総括表

費目	金額(千円)	摘要
工事費	15,428	
本工事費	15,200	(本工事費補正) 本工事費 16,000 千円×0.95=15,200 千円
附帯工事費	0	
測量及び試験費	0	
用地費及び補償費	0	
船舶及び機械器具費	0	
営繕費	0	
工事雑費	228	15,200 千円×0.015=228 千円
応急工事費	0	
事務雑費	231	15,428 千円×0.015=231 千円
合計	15,659	(1,159,926)

注：総合単価で算出する場合に限る。